

## 松山市支所広告導入事業 募集要領

### 1. 件名

松山市支所広告導入事業

### 2. 目的

広告および市政情報を放映する広告事業を行うことで、自主財源の確保を図る。

### 3. 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

### 4. 履行期間

契約日から令和9年2月28日まで。

### 5. 履行場所

松山市居相一丁目8番26号 石井支所

松山市三津三丁目2番30号 三津浜支所

松山市北条辻6番地 北条支所

### (参考)

住民基本台帳人口 (R3.5.1 現在)	R元年度取扱件数
石井地区 : 59,224人	石井支所 : 111,164件
三津浜地区 : 26,323人	三津浜支所 : 50,791件
北条地区 : 25,986人	北条支所 : 54,334件

### 6. 決定方法

企画提案の募集および広告料の入札を実施する。また、企画提案書の内容についての書面審査を行い、企画提案書および入札額について評価し、合計点が最も高い者に決定する。

### 7. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者かつ本社が日本国内にあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの

開始申立てをしている者でないこと。

- (4) 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- (5) モニターを使用した広告業務を1年以上営んでいること。また、地方自治体で同様の事業の実績があること。
- (6) 松山市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

## 8. 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和3年9月17日（金）から令和3年10月8日（金）まで
- (2) 場所 松山市二番町四丁目7番地2 松山市市民部市民課  
配布時間は 8時30分から17時（土日、祝日を除く）
- (3) 方法 配布場所で直接受け取る。または松山市ホームページよりダウンロードすること。

## 9. 審査方法

- (1) 企画提案書および広告料の入札を実施する。また、企画提案書の内容について書面審査を行い、企画提案書および入札額について評価する。
- (2) 評価は評価基準表に基づき行う。
- (3) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉者とし、契約締結の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選考する。
- (5) 参加者が1者になった場合でも評価を行い決定する。

## 10. 評価基準

評価基準表（別紙2）のとおり

## 11. 審査員の構成

審査員は、市職員5名で構成する。

## 1 2. 各支所の下見について

- (1) 受付期間 各支所を下見したい場合は、令和3年9月24日（金）の17時までに市民課支所担当（電話：948-6359）に電話し、訪問日時を予約する。
- (2) 訪問可能期間 令和3年9月28日（火）、29日（水）、30日（木）
- (3) 訪問方法について 予約した日時に直接支所へ行き、広告事業の件で来た旨を支所職員に伝える。
- (4) 注意事項 開庁日であるため、支所へ来られている市民の妨げにならないよう気を付けること。  
その場で質問せず、質問がある場合は、電子メールで行うこと。  
密にならないよう訪問人数については3人以下とすること。  
訪問者は訪問日から遡って2週間は発熱や咳等の症状がない者で、必ずマスクを着用すること。  
動画の撮影は認めないこと。  
写真の撮影は認めるが、個人情報及び市民は個人が特定されないよう顔などを写さないこと。  
各支所での滞在時間は30分以内とする。

## 1 3. 質問受付期間・方法等

- (1) 受付期間 令和3年10月8日（金）17時まで
- (2) 質問方法 電子メールのみとする。
- (3) 回答について 電子メールにて回答する。なお、質問内容は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付ける。また、必要に応じて松山市ホームページで公表する。

## 1 4. 参加表明書等の提出について

- (1) 提出期限 令和3年10月8日（金） 17時必着
- (2) 提出物 「16. 提出書類 1～3」の書類を提出すること。
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所市民部市民課 担当 中野、渡部
- (4) 提出方法 紙媒体は、持参又は郵送 持参の場合は9時から17時（土日、祝日を除く）

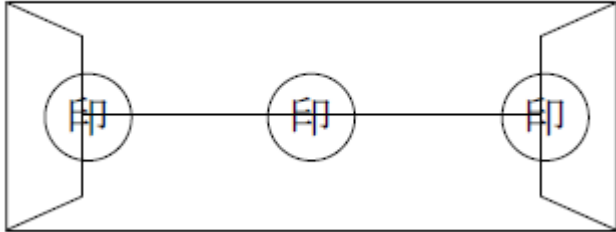
## 1 5. 企画提案書等の提出について

- (1) 提出期限 令和3年10月25日（月）17時必着
- (2) 提出物 「16. 提出書類 4～5」の書類を提出すること。

- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所市民部市民課 担当 中野、渡部
- (4) 提出方法 持参又は郵送 持参の場合は9時から17時  
(土日、祝日を除く)  
※企画提案書は別途電子媒体による提出も行うこと。  
メールアドレス：siminka@city.matsuyama.ehime.jp

#### 16. 提出書類について

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式1)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑登録証明書 (原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
3	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。(発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等)は松山市が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書の詳細は、納税課ホームページを参考にすること。
4	入札書 (様式2)	本市に納入する広告料(年間額)を記載した入札書を提出すること。入札書は封入し糊付けした上で、封筒表面には本件件名「松山市支所広告導入事業に伴う納入広告料」および事業者名を記入し、封筒裏面には割印として使用印鑑を3ヶ所に押印すること。(下図参照) ※設置期間が1ヶ年に満たない場合の納入額は月割計算とする。

		(図) <封筒裏面> 
5	企画提案書	規格はA4縦。正本1部、副本5部提出すること。 表紙に本件件名と事業者名を記入すること。 別途電子媒体による提出も行うこと。 メールアドレス：siminka@city.matsuyama.ehime.jp

#### 17. 書面審査の実施

- (1) 実施方法 企画提案書についての質問事項を電子メールで送付する。  
約1週間以内に電子メールで回答を提出すること。  
(詳細については別途通知する。)
- (2) 回答の提出期限 令和3年11月上旬予定

#### 18. 開札の日時・場所

- (1) 令和3年11月11日(木)
- (2) 新型コロナウイルスの影響を考慮し、入札者の立ち合いを求めず、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行う。

#### 19. スケジュール

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ① 募集要領の配布     | 令和3年9月17日～令和3年10月8日 |
| ② 質問の受付       | 令和3年9月17日～令和3年10月8日 |
| ③ 参加表明書等の提出期限 | 令和3年10月8日           |
| ④ 企画提案書等の提出期限 | 令和3年10月25日          |
| ⑤ 書面審査の実施     | 令和3年11月上旬           |
| ⑥ 開札          | 令和3年11月11日          |
| ⑦ 決定通知        | 令和3年11月中旬           |
| ⑧ 契約締結        | 令和3年11月下旬           |

#### 20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査員が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく企画提案書等の提出及びヒアリング等に応じなかった場合
- (6) 正当な理由なく書面審査に伴う質疑に対し、期限までに回答しなかった場合
- (7) 入札金額が予定価格を下回った場合
- (8) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 2 1. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 採用した企画提案書の著作権は松山市に帰属する。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

## 2 2. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市市民部市民課 担当：中野、渡部

TEL：089-948-6359 FAX：089-934-1801

メールアドレス siminka@city.matsuyama.ehime.jp